

ける。屈原が、世人はみな濁り水にどっぷりと漬かっていると嘆くと、漁父がそういう時は皆と同じように濁り水に漬かることだと屈原を諭す場面を典故とする。「漁父がいうように、みな濁り水に漬かってしまつている」の意。桑原朝子氏の『平安朝の漢詩と「法』が参考になる。

補説②

○78句目「官綿」についての考察（その1）

太宰府（筑紫）の「綿」に言及した書の一例

- ① 『類聚三代格』卷三に「左大臣宣、奉勅、大宰府所貢調綿、毎年限三月以後七月以前、海晏之時、必令進上、自今以後永為恒例」とある例。
- ② 『続日本紀』卷二十九に「神護景雲三年三月乙未、始毎年運大宰府綿廿萬屯、以輸京庫」とある例。
- ③ 『類聚三代格』卷八に「太政官符。大宰府貢上調綿一十万屯事」とある例。
- ④ 『三代実録』卷二十二に「貞觀十四年十月二十六日癸亥、勅、大宰府輸貢綿、以龜惡特甚、宜降新典更肅将来、仍須其龜惡綿百疋、綿滿萬屯彼府、藏司別并使監典、並解却見任」とある例。
- ⑤ 『三代実録』卷四十五に「元慶八年五月庚申朔、大宰府年貢綿十萬屯、其内二萬屯、以綿相博進之、彼府申請、春夏連雨、蠶養不利、作綿是乏、輸貢可闕、望相換進之、太政官處分、依請焉」とある例。

こうした資料から伺えることをまとめてみると、「官綿」とは、大宰府から京進された調綿のことである。この筑紫から産出された綿（まわた）が八世紀を通じて大量に送られたこと、しかも古代より品質的に優